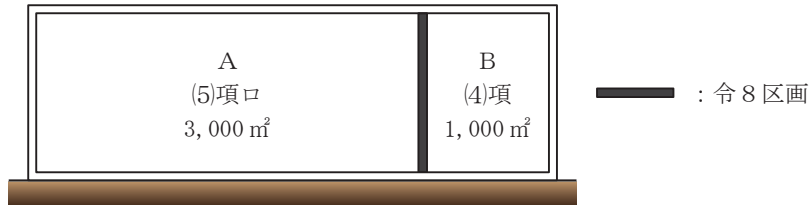


令 8 区画の取扱いに関する基準

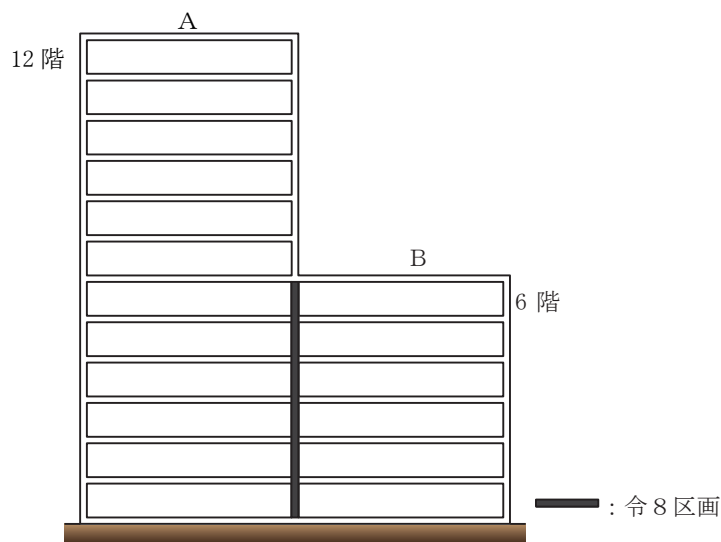
1 令8区画された部分に対する消防用設備等の設置は次によること。

(1) 令8区画された部分ごとに、その用途及び床面積に応じて消防用設備等を設置すること。

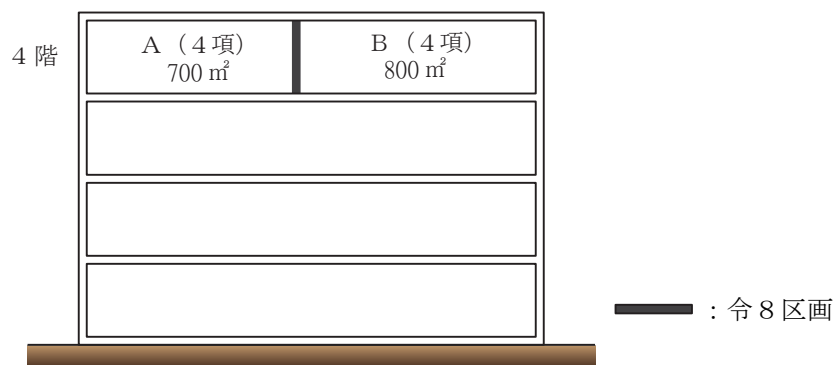
(全体としては16項イ 4000 m²)



A→延面積 3,000 m²の(5)項ロの防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→延面積 1,000 m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

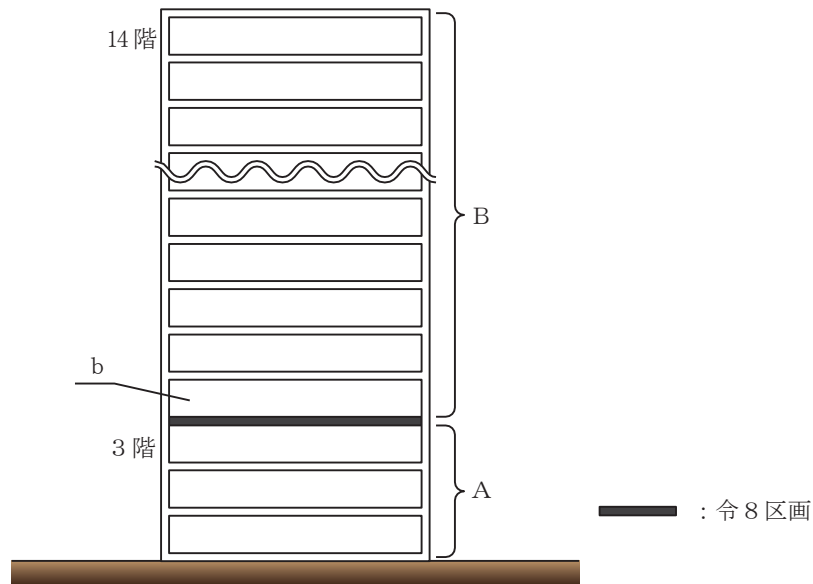


A→階数 12 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→階数 6 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。



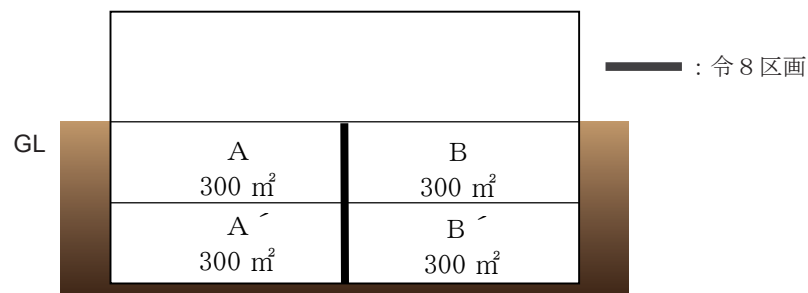
4階部分の床面積は 1,000 m²以上であるが、A、Bは4階で 1,000 m²未満に令8区画されているので、4階には令第12条第1項第11号ロ (SP) を適用しない。

- (2) 令 8 区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置する。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入する。



A → 階数 3 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B → 階数 14 の防火対象物として、また、b 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

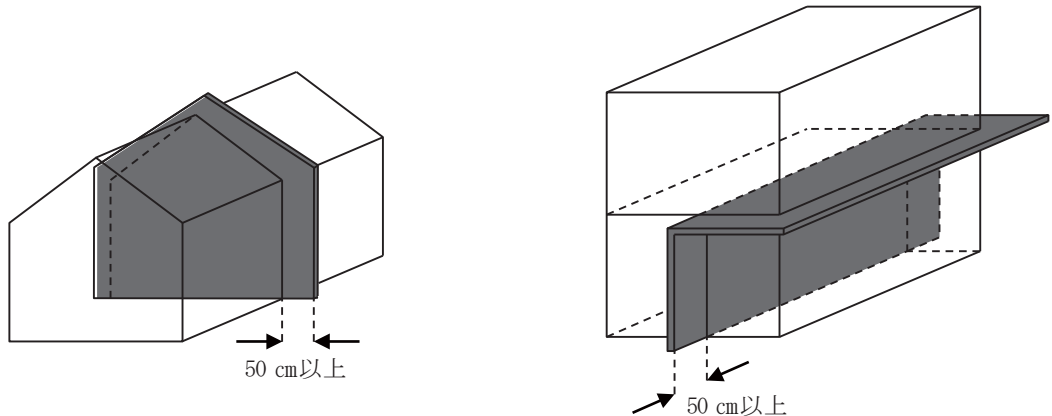
- (3) 令 8 区画されている階に階単位の消防用設備等の基準を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とする。



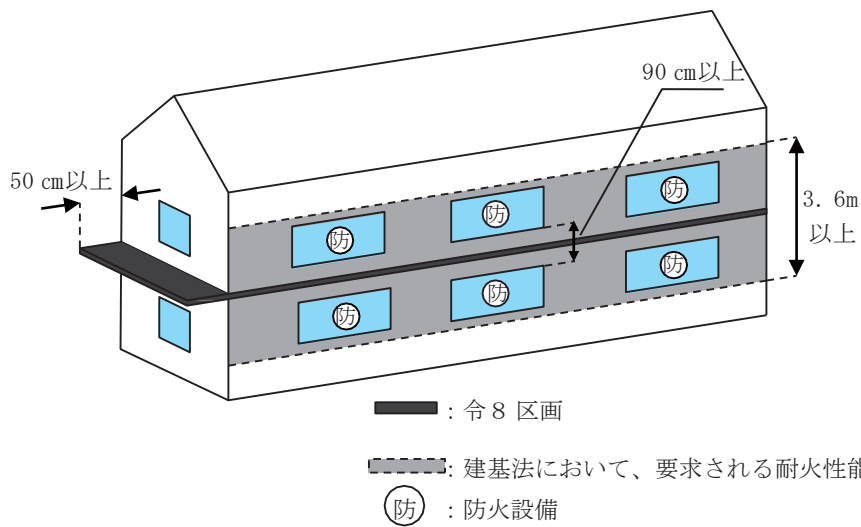
地階部分の床面積は 700 m²以上であるが、(A + A') (B + B') はそれぞれ 700 m²未満となるので令第 28 条の 2 第 1 項 (連結散水設備) を適用しない

2 令8区画の構造は、次の各号によること。

- (1) 鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等で堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。
- (2) 建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。
- (3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は，当該防火対象物の外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること。



ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、令8区画を含む3.6m以上（当該令8区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上）にわたり耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部が設けられる場合であって、令8区画を介して接する相互の距離が90cm以上確保され、これに防火設備が設けられている場合においては、その部分については、この限りでない。



3 配管（充水されている消火設備の配管を除く。）は，原則として令8区画を貫通することができない。ただし，必要不可欠な配管であって，当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について，次に適合する場合は，この限りでない。

- (1) 配管の用途は，給水管，排水管及び排水管に付属する通気管であること。

	認められる	認められない
空調設備	鋼管等を用いる冷水配管又は温水配管	換気、暖房又は冷房設備の風道（ダンパー付を含む。）
ダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの		すべて
給排水管（付属する通気管を含む。）	鋼管等	左記以外の配管
配電管又は電気配線		すべて
ガス配管		すべて

- (2) 一の配管は、口径 200mm 以下のものであること。
- (3) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合は、当該可燃物が配管の表面に接触しないように措置すること。
- (4) 配管の種類は、次のいずれかに掲げるものとする。
- ア J I S G 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
 - イ J I S G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
 - ウ J I S G 3452（配管用炭素鋼管）
 - エ J I S G 3454（圧力配管用炭素鋼管）
 - オ J I S G 3459（配管用ステンレス鋼管）
 - カ J I S G 5525（排水用鋳鉄管）
 - キ 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - ク JWWAK132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
 - ケ JWWAK140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - コ 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - サ WSP032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）
 - シ WSP039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
 - ス WSP042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
 - セ WSP054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）
- (5) 配管及び貫通部の処理は、次によること。
- ア 配管を貫通させるために令 8 区画に設ける穴が直径 300mm 以下となる工法であること。
なお、当該貫通部の形状が矩形となるものは、直径 300mm 円に相当する面積以下であること。
 - イ 配管を貫通させるために令 8 区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が 200mm 以下の場合にあっては 200mm）以上であること。
 - ウ 配管及び貫通部は、一体で、建基令第 107 条第 1 号の通常の火災時の加熱に 2 時間以上耐える性能を有すること。
 - エ 貫通部の処理は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

オ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

カ 前号の配管は、「令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」（平成 19 年 10 月 5 日消防予第 344 号）によること。